

重点 3

飲酒運転の根絶

運転者を始め広く県民一人一人に対し、飲酒運転による交通事故で、尊い人命が失われている現状を訴えて規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転を根絶するため、次の項目を推進します。

運転者は

- 飲酒運転は、刑事、行政及び民事上の厳しい責任を伴う犯罪であることを自覚し、「飲酒運転は絶対にしない。」という強い意志をもちましょう。
- 二日酔いで運転すれば、飲酒運転になることを自覚し、翌朝に運転予定がある場合は、酒量や飲酒時間に配慮しましょう。



家庭・学校・地域・職場では

- 日頃から飲酒運転の悪質・危険性や飲酒運転事故の悲惨さを話し合い、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 飲酒運転をしないための職場内検討会を行ったり、朝の出発時にアルコールチェッカー等を利用するなど、職場ぐるみで飲酒運転の根絶に取り組み、規範意識を高めましょう。

関係機関・団体では

- 各種メディアを活用して、ハンドルキーパー運動の推進や、飲酒者への車両提供禁止、運転者への酒類提供禁止、飲酒者が運転する車両への同乗禁止など、飲酒運転根絶についての広報啓発活動を展開しましょう。



県内統一行事

4月6日(水)	広報活動強化の日 街頭指導活動	歩行者やドライバー等に交通安全運動への積極的な参加を呼び掛けます。 登下校指導を始め、子供と高齢者に対する歩行中の危険行動、運転者に対する歩行者保護や後部座席を含めた全席シートベルト着用等について街頭指導を強化します。
4月8日(金)	飲酒運転根絶啓発強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。
4月10日(日)	交通事故死ゼロを目指す日	住民一人一人が交通事故に注意して行動するよう呼び掛けます。
4月15日(金)	街頭指導活動強化の日	登下校指導を始め、子供と高齢者に対する歩行中の危険行動、運転者に対する歩行者保護や後部座席を含めた全席シートベルト着用等について街頭指導を強化します。

平成28年長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

平成28年

春の全国交通安全運動

実施要綱

実施期間

4月6日(水)～4月15日(金)

運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止

スローガン

しんごうが
あおでもよくみる
みぎひだり



交通安全図画最優秀作品(平成27年度知事賞)
時津町立時津中学校2年(当時)

もりもと まこ
森元 眞子 さんの作品

重点

- 自転車の安全利用の推進
(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

特別広報

- ◎ 脇見・ぼんやり運転の防止
- ◎ トンネル内のライト点灯



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

運動の基

子供と高齢者の交通事故防止

子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子供と高齢者に対する保護意識の醸成を図るため、次の項目を推進します。

子供と高齢者は

- 子供は、「道路に飛び出さない」、「横断歩道を渡る」、「道路で遊ばない」など交通ルールを守りましょう。
- 高齢運転者は、身体機能の衰えを自覚してゆとりある運転に努め、警察や自治体が開催する交通安全講習会に積極的に参加しましょう。また、車の運転に不安を感じたときは、交通事故の加害者や被害者となる前に運転免許証の返納を検討しましょう。
- 高齢歩行者は、夜間・早朝・夕暮れ時などに外出する際には、明るい服装や反射材用品を身に着けるなど、運転者から見えやすい服装に心掛けましょう。また、横断歩道を渡るなど交通ルールを守りましょう。

運転者は

- 周囲が見えづらい夜間・早朝・夕暮れ時などは、歩行者が道路を横断しているかも知れないと予測し、注意しながら運転しましょう。
- 歩いている子供や高齢者の近くを通過するときは、減速、徐行するなど安全運転に努めましょう。

家庭・学校・地域・職場では

- 身近で起きた子供や高齢者の交通事故について話し合い、交通安全の意識を高めましょう。
- 高齢者が夜間・早朝・夕暮れ時などに外出する際や、子供の帰宅が遅くなるなどには、車に注意するよう声を掛けたり、明るく目立つ服装や反射材用品を身に着けるよう促しましょう。
- 参加・体験型の交通安全教育等の推進により、交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動を促進しましょう。

関係機関・団体では

- 子供や高齢歩行者が多く利用する地域での保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保するための交通安全総点検を行いましょう。
- 子供や高齢者の交通事故実態を踏まえ、交通事故抑止効果の高いイベントや広報啓発活動を進めましょう。



重点1

自転車の安全利用の推進

(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)

自転車事故は被害者になるだけでなく、加害者となる場合があることから、自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を期するため、次の項目を推進します。

自転車利用者は

- 「自転車安全利用五則」など交通ルールを遵守し、交通マナーの向上を図りましょう。

家庭・学校・地域・職場では

- 子供が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させるとともに、「自転車安全利用五則」など自転車の正しいルールやマナーについて指導しましょう。
- 自転車走行中の携帯電話等使用は禁止されていることを指導しましょう。
- 職場の朝礼等を利用して、自転車利用中に多い出会い頭の接触事故等身近な事例を挙げて指導しましょう。

【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ★ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ★ 夜間はライトを点灯
 - ★ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用



関係機関・団体では

- 自転車利用者に参加・体験型交通安全教室等を実施し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図りましょう。

重点2

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進します。

運転者は

- 発進前のシートベルトとチャイルドシートの全席着用確認や着用後の発進を実践しましょう。

家庭・学校・地域・職場では

- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を習慣付けましょう。
- 出勤・退社時に、シートベルト着用の確認を行うなど、各事業所において後部座席を含めた着用の徹底を図りましょう。



関係機関・団体では

- 各種キャンペーンや交通安全教育等を通じて、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト等の着用義務や着用効果について周知を図りましょう。